

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月5日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/300122.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/300122.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 別表第1 教育委員会の項(1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	①滋賀県使用料および手数料条例第8条第1項 ②滋賀県立高等学校における授業料の減免に関する要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	①知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料または手数料を減免することができる。 ②条例第8条に規定する「特別の事情があると認められるもの」とは、生徒または当該生徒の学資を主として負担している者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(以下略)
⑦独自利用事務の関連規範		滋賀県立高等学校における授業料の減免に関する要綱